

「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が成立しました

部落差別の問題（同和問題）は、日本の歴史的な過程で生み出され、特定の地域の出身であることや、そこに住んでいるという理由だけでさまざまな差別を受ける、日本固有の重大な人権侵害です。

本市では、皆さんとともに、これまで同和問題の解決をめざして、長年にわたり様々な取組を進めてきました。その結果、同和問題は解決に向かってはいるものの、残念ながら、今もなお、結婚の際の身元調査をはじめ、就職試験で本人の能力や適性に全く関係の無い、本籍地や親の職業を尋ねる等の行為、インターネットに差別を助長するような書き込みをする等の許しがたい差別行為が発生しています。

このような中、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が2016（平成28）年12月16日に施行されました。

この法律は、「部落差別は許されないものである」との認識のもとに、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することをめざしたものです。

本市では、この法律の趣旨をふまえ、部落差別の解消を推進するため、国や県と連携しながら、引き続き積極的に取り組んでまいります。

私たち一人ひとりが、同和問題について正しく理解し、差別や偏見のない、人権が尊重された豊かで明るい社会を築いていきましょう。